

〔研究ノート〕

開発援助からみた租税法制の役割

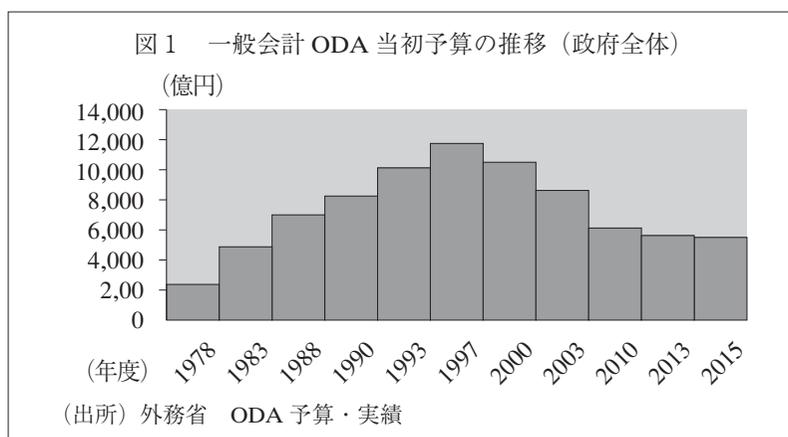
古賀敬作

〔目次〕

- I 序論
- II 課税準則
- III 国際的基本ポリシー
- IV 比較法制
- V 結語（評価）

I 序 論

今般、わが国における政府開発援助（ODA）予算は、減少の傾向にある（図1）。同様に、租税法規を介した対外開発援助の一手段としての租税条約のもとにおける、Tax-Sparing Credit（免除外国税額控除またはみなし外国税額控除、以下、TSC）の制度もまた、縮減・廃止の傾向にあるそのため、近時、ほとんど議論されることがなくなった当該制度に関し（とはいえ、わが国の発行済締結条約の3割にTSCが採用されている）、その対外開発援助という要素に配慮して、いま一度考えてみることにする。



II 課税準則

途上国（または移行経済国）¹⁾は、対外直接投資（FDI）を自国に惹起するため、租税上の優遇・誘因措置を講じている。そのような措置の効果を減殺することがないように、わが国を含む全世界所得主義を採用する一部の先進諸国（例えば、英国、カナダ、オーストラリア等）、自国の国内法又はそれが締結する租税条約において、TSCを採用している。当該TSCは、通常、外国源泉所得に係る二重課税排除の方法として、片務的又は双務的に外国税額控除を適用する国が、途上国への投資の促進という経済政策的又は外国政策目的のために、当該途上国の優遇措置より減免された租税の額を納付されたものとみなして、自国の納税者の税負担を減免するものである²⁾。しかし、わが国と同じく、全世界所得主義の下で外国税額控除を採用する米国は、TSCの採用には否定的である。これは、当該TSCが支払能力（ability-to-pay）に従った課税の原則に反するが故に、それは投資者の国における租税の公平原則に反すると従前より考えられている³⁾からである。同時に、TSCは、通常、それが投資の決定に影響を及ぼすが故に租税中立性、所謂、資本輸出の中立性（CEN）に反する。かかる全世界所得主義のコロラリーとして、TSCは否定されるのではあるが、長年に亘り、それが先進国・途上国間において数多く採用されてきたのもまた、事実である。理論上、このことを正当化する見解も見受けられる。Hope Ashiaborは、租税中立性につき、それが資本輸出国の居住者における国内源泉所得と外国源泉所得とに係る税負担の比較において議論される限りにおいて、途上国と先進国間との間における経済格差に無視するという基本的な配慮に欠け、途上国源泉の所得と居住地国源泉の所得との間における租税中立性は資本輸出国の租税政策の目的ではあり得ないとする⁴⁾。他方、租税公平（tax equity）については、先進国はその国内立法により国内所得についてのみ利用しうる広範な租税の譲歩を定めているのであるから、外国源泉所得に係る租税優遇措置の排除をかかる公平により正当化するのは疑わしい、と Hope Ashiabor はいう⁵⁾。

かかる全世界所得主義に対して、属地主義の下において外国所得免除を採用する一部の

- 1) 例えば、開発途上国（developing countries）の文言については、一般国際法に認められた定義が存在するわけではないとされる（森川俊孝他編著『開発協力の法と政治』174頁（2004）参照）。ここでは、途上国をOECD非加盟国としておく（なお、OECD加盟国は2015年7月現在、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、仏、独、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、伊、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、カナダ、日本、フィンランド、豪、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニアの計34カ国である）。
- 2) 金子宏「租税条約における『免除外国税額控除』(tax-sparing credit)について」杉村章三郎先生古稀記念『公法学研究上』175頁、176頁（1974）参照。
- 3) Stanley S. Surrey, *International Tax Conventions: How they operate What they accomplish*, J. of Taxation 366 (Dec. 1965).
- 4) Hope Ashiabor, *Tax Sparing: Timeworn Mechanism in Australia's Bilateral Treaties with Its Trading Partners in Southeast Asia*?, 24 *International Tax Journal* 72 (1998).
- 5) *Id.*, at 73.

ヨーロッパ諸国では、通常、当該免除が一課税管轄区に所得を割り当てることにより二重課税を排除しているのだから、その意味で、通常、TSCのような対応措置を講ずる必要はないのだが、かかる諸国のなかには、それが締結する条約において、とりわけ投資性所得に対して全世界所得主義へと切り替えている国も存する。そのため、そこでは途上国の租税誘因への対応措置として、マッチング・クレジット (Matching Credit) 措置が講じられている。当該措置は、平たく言えば、居住地国において予め条約に定めた源泉徴収税率において、それを上限とし税額控除を許容するものであり、その下において途上国の租税誘因は投資家のその便益に影響を及ぼさないであろうとされる⁶⁾。属地主義諸国は全世界所得主義諸国と同じく、タックス・ヘイブン対策税制 (CFC 準則) を採用する。他方、全世界所得主義諸国は外国所得免除と同等の効果を有する外国源泉所得に係る課税繰延べ措置を採用する。これから察せられるように、全世界所得主義若しくは属地主義といった一国の課税準則が、純粹に採用されている、あるいはそれが遵守されているとは言い難い。一瞥したところ、相反するかの如きかかる制度的枠組みは、自由貿易及び生産要素の移動自由の下での多国籍企業による財又はサービスの再配置に基因する、ともされる⁷⁾。かかる状況の下、多国籍企業は自由に途上国にアクセスしうる。William B. Barker は、「(TSC は、) 援助 (aid) でなく、全世界所得主義を維持するという公的な目的が多国籍企業の場合に希薄化し、それにかわって、途上国の課税権を認識するという目的がより重要な目的である、との理解である」とし、米国に TSC の採用を促すと同時に、途上国においてはそこで生み出される経済レント (locational economic rent) に租税を課すべきだと提唱する⁸⁾。

Ⅲ 国際的基本ポリシー

近時の OECD (2014年 OECD モデル租税条約) は、TSC を租税条約に採用することについて消極的である⁹⁾。OECD は、その理由として、TSC は納税者によるその濫用に対して脆弱であるため、国家間においてその歳入損失の負担をもたらすこと、それが企業による源泉地国での長期的な経済活動について阻害要因となること、あるいは租税誘因措置が

6) See, DornellesFranzisco, *The relevance of double taxation treaties for developing countries*, 43Bulletin for international fiscal documentation 387 (1989). See also, Manoela Floret Silva Xavier, *Tax Treaty Policy in Latin America*, Markus Strfamer/Mario Züger, Judith Herdin-Winter and Ines Hofbauer, THE RELEVANCE OF WTO LAW FOR TAX MATTERS 218 (2006).

7) See, William B. Barker, *An International Tax System for Emerging Economies, Tax Sparing and Development*, 1st INTR (The International Network for Tax Research) Conference (In Michigan University, 3-5 November 2006) Report, at 3, (https://www.oecd.org/document/20/0,2340,en_36298110_36297004_36342164_1_1_1_1,00.html) (2006).

8) *Id.*, at 34.

9) みなし外国税額控除について言及する2014年 OECD モデル条約における第23A条及び第23B条 (二重課税排除の方法) に関するコメントリーは、2000年 OECD モデル条約において1977年モデル条約の当該免除外国税額控除に関する言及を削除したものである。

可動性の高い金融、サービスを対象としているために、当該 TSC の租税条約における採用が自国の課税ベースを侵食し得ることをあげている¹⁰⁾。これに対し、70年代後半の OECD (1977年 OECD モデル租税条約) は、TSC の対象となる源泉地国における租税の減免措置を許容している¹¹⁾。OECD のかかる見解の変化は、その租税委員会による「みなし外国税額控除の再検討」と題される1998年報告書 (以下、TSC 報告書) となってあらわれている。当該 TSC 報告書は、TSC 適用国のなかには OECD 加盟国と等しい経済水準に達している国も存していることにかんがみ¹²⁾、納税者による租税回避を目的とする TSC の濫用を何よりも杞憂している¹³⁾。これは、TSC が国際的投資の決定に影響を与えるものではなく、また、過剰な本国への利得の還流を促進する仕組みとなっているため、そもそも途上国の経済発展の促進という TSC の本来の趣旨に沿わないと考えられているからである¹⁴⁾。TSC 報告書は、途上国の租税誘因措置が投資家によって不確実なものであるため、そのような措置はリテール業やサービス業のような可動性の高いセクターを自国に惹きつける傾向にあると分析している¹⁵⁾。その結果、たとえば外国税額控除を採用する国の居住者が控除限度超過額 (excess credit) のポジションにあれば、当該居住者は上述のセクターを TSC の被供与国に移動させ、その TSC により当該限度超過額を通算しうる、とこの報告書は述べている¹⁶⁾。かかる OECD の消極的な見解はそもそも、租税誘因が経済発展を促進する FDI を惹起するものではない、というその加盟国の経験則を出発点とする¹⁷⁾。そこにおける理由は、簡潔である。それは、自国における TSC の許容は租税回避やタックス・プランニングの温床となり、それらに当該国における FDI を惹起する誘因の便益が転嫁されるということである¹⁸⁾。OECD は、租税誘因を経済水準又は産業構造が類する国

10) OECD Commentary on Article 23A and 23B, paras. 77-78.1 (2014)

11) OECD Commentary on Article 23A and 23B, para. 72 (1977). なお、1977モデル租税条約の第23A条及び第23B条 (二重課税排除の方法) に関するコメントリーの第70パラグラフは、免除外国税額控除について、「場合によっては、一国、とりわけ途上国は、ある具体的な理由により、納税者に租税の譲歩 (例えば、産業上の生産を促進するための租税誘因の救済) を付与してもよい」と述べている。

12) OECD, TAX SPARING A RECONSIDERATION 21 (1998). [hereinafter cited as OECD TSC report]. なお、この報告書の概要に言及したものとして、Jeffrey Owens & Torsten Fensby, *Is There a need to Re-Evaluate Tax Sparing*, 38 European Taxation No. 5/6, at 152 (1998).

13) OECD TSC report が例示する TSC を利用した租税回避のシンプルなスキームのひとつは、バック・ツー・バック・ローンである (*Id.* at 71.72)。このようなスキームは、たとえば軽課税国を利用する租税回避のスキームにも見られるのだが、TSC を介した租税回避の場合には、各国の国内法上の租税回避対抗措置 (例えば、CFC 準則) の多くが、それをその射程に入れていないことが多いため問題となる。

14) *Id.*, at 22-23.

15) *Id.*

16) *Id.*, at 24.

17) *Id.*, at 25. OECD TSC report は、OECD が1995年に公表した「課税と対外直接投資」と題する報告書 (hereinafter cited as OECD Taxation & FDI report) により分析された TSC を含む租税誘因とそれが FDI にもたらす影響を基にしている。

家間において把握している¹⁹⁾。そのためか、そこでは、当該租税誘因措置の便益を享受する経済取引がおよそ、経済効率性に資することがない、かかる租税回避やタックス・プランニングの文脈において評価されている、と思われる²⁰⁾。OECDは総じて、自国の税収がTSCにより他国にリベートされると考え²¹⁾、かかるTSCの潜在的な濫用防止の観点から、それが適用される活動の定義、税率及び租税回避対抗策（例えば、CFC準則）によるTSCの適用除外により、その適用を制限することを奨励している²²⁾。

これとは逆に、途上国への投資の流れを促進することを目的とする国際連合（2011年UNモデル条約）は、投資家の本国が、とりわけ外国税額控除を採用している場合には、TSCが当該途上国の租税誘因措置の効果を保つ最も効率的な方法であるとみている²³⁾。途上国は、TSCを講じない外国税額控除を採用する国の投資家にその誘因措置を適用することは、途上国から資本輸出国への歳入の移転であると考え²⁴⁾。このようなTSCに係る国際連合の立場は、60年代後半から変わっていない。その当時、UNモデル条約の起案の検討に入ったUNアド・ホック・グループは、先進国・途上国間の租税条約の役割が重要であるとの国際的な認識の下、先進国の途上国への公的補助金を補完する民間資本投資を当該途上国において最大化するためには投資地国における投資家間における衡平の観点から、外国所得免除又はTSCが適当であると考えた²⁵⁾。UNアド・ホック・グループはその後、執行や手続きの簡素化の観点から、TSCの代替案として、たとえばリース・バック方式（先進国企業と途上国政府間の取極めであり、当該企業の機械や設備を国際的基金からその購入資金を調達し、それらを購入し、低金利で当該企業に貸付ける契約）の採用などを提唱した²⁶⁾。しかし、途上国で事業に従事する企業にとってはその生産方法を支配することなしに、借入れを増やすことは受け入れ難いため、かかる方法は棚上げとなった²⁷⁾。そのため、国際連合は、途上国への投資の流れを促進するためには、資本輸入中立性の観点か

18) OECD Taxation & FDI report, *id.*, at 56.

19) OECD TSC report, *supra* note 12, at 27.

20) OECD Taxation & FDI report, *supra* note 17, at 60.

21) *Id.* at 52.

22) OECD TSC report, *supra* note 12, at 35-39.

23) UN Commentary on Article 23, para.6 (2011). なお、2011年UNモデル租税条約の第23条（二重課税排除の方法）に関するコメンタリーは、国外所得免除について、「所定の所得に対する課税管轄権が源泉地国に割り当てられる場合には、国外所得免除は、すぐれて適当である」（第3パラグラフ）とし、途上国のグループは、外国所得免除方式または免除外国税額控除は、条約交渉の基本的目的であると考え、としている（第4パラグラフ）。

24) *Id.*, para.3.

25) UNITED NATIONS, TAX TREATIES BETWEEN DEVELOPED AND DEVELOPING COUNTRIES (ST/ECA/110) 22 (1969).

26) UNITED NATIONS, TAX TREATIES BETWEEN DEVELOPED AND DEVELOPING COUNTRIES Fourth report (ST/ECA/188) 37(1973).

27) UNITED NATIONS, TAX TREATIES BETWEEN DEVELOPED AND DEVELOPING COUNTRIES Fifth report (ST/ESA/18) 28(1975).

ら TSC が適当とし、現在に至っている。

IV 比較法制

1 全世界所得課税主義採用国-日米-

(1) 日本

わが国の現行法上、TSC に言及している規定としてあげられるのが、法人税法施行令第142条の2の第3項²⁸⁾である。当該規定は、外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の文脈で定められている。従前は、間接外国税額控除の法的枠組みのなかに組み込まれているかたちとなっていた。かかる規定の導入については、それが、1963年(昭和38年)度の外国税額控除に係る控除限度額の余裕額の繰越使用又は控除限度超過額の繰越控除の制度の導入に伴い、それまでのTSCの区分計算の手続きを簡素化するためであったとされる²⁹⁾。もっとも、わが国は、かかる国内法が創設される前にTSCを租税条約に採用している。その最初が1960年日印租税条約である³⁰⁾。この採用理由については、経済協力の促進という政策的見地に加えて、TSCの被供与国との間での課税権の調整という見地から税制上根拠ある制度として当該TSCが考えられていたためであった、とされる³¹⁾。その後、わが国は、その締結する租税条約に比較的積極的にTSCを採用しているのだが、90年代に入り、当該TSCを採用する条約を締結するものも、その供与期間を設け、それを制限する方向にある(後述の表2参照)。昨今、条約上のTSCを縮減する政策にわが国は転じている。2002年11月の税制調査会の答申は、TSCが税の公平といった課税の基本原則の観点から、或いはそれ有害な租税競争の牽制となり得るとの認識から問題があると指摘している³²⁾。かかる指摘においては、例えば、特別措置として位置付けられるTSC

28) 法人税法施行令第142条の2の第3項3は「外国法人税の額に我が国が租税条約を締結している相手国の法律又は当該租税条約の規定により軽減され、又は免除された当該相手国の租税の額で当該租税条約の規定により内国法人が納付したものとみなされるものの額(以下、この項において『みなし納付外国法人税の額』という。)が含まれているときは、当該外国法人税の額のうち所得に対する負担が高率な部分の金額は、まずみなし納付外国法人税の額から成るものとする」と定める。

29) 大蔵財務協会『昭和38年4月 改正税法総解』94頁(1963)。

30) なお、1959年に日パキスタン租税条約が締結されているが、当該条約にTSCの規定が設けられたのは、1961年の議定書である。

31) その当時の公的見解を引用しているものとして、小山威倫「国際租税条約におけるみなし外国税額控除制度」広島経済大学経済研究論集第3巻第1号(1980)がある。そこには、「(TSC)の制度は、わが国企業の経済急力の促進という政策的見地のみならず、その企業の所有する国の課税権との調整という見地からも税制上根拠ある制度(強調-引用者補注)と考えられる。もっとも、現在一部にはこの制度を租税条約の締結を待たず、国内法上の制度として設けてよいという意見もあるが、この制度はその性質上相手国と充分協議し、各種特別措置の内容を十分に吟味した上、その対策を選定すべきものであり、今後とも個々の租税条約の問題として考慮するのが適当であると考え」とある(同・5頁, 6頁)。

32) 平成14年11月の税制調査会「平成15年度における税制改革の答申-あるべき税制の構築に向けて-」は、TSCについて「開発途上国からの強い要請を受け、これらの国々の経済状況等も踏まえ、租

の採用が投資の中立性を阻害し、結果として課税の真空地帯をも生じせしむるとの見解が見られる³³⁾。これに加えて、TSCの資金還流の効果の観点から、当該TSCが企業の対外直接投資の促進効果としては必ずしもすぐれた制度とはいえないとの指摘、或いはその被供与国に資金還流を阻害するインセンティブを与えているとの指摘もそこには見られる³⁴⁾。このような政策の転換については、1986年10月の税制調査会の答申にそれを見ることができ。当該答申は、税負担の公平等の課税の基本原則を踏まえることの必要性から、TSCの採用を合理的な範囲に限るべきとした³⁵⁾。そこには、当時のわが国多国籍企業のTSCの利用による国内企業の税負担の加重及びわが国の雇用機会の喪失を懸念する声があった³⁶⁾。80年代中葉以降のわが国の対外投資に目を向けると、プラザ合意による円高が影響

税条約において特例的な取扱いとして認めているものである。しかしながら、課税の公平性や中立性の観点から、近年締結・改正した条約においては適用期限を付するなどできる限り見直し・縮減を図ってきている。一部の租税条約にある、適用期限の付されていないみなし外国税額控除についても、今後、条約改正の機会を捉えて廃止・縮減に努めるべきである」とする。なお、このようなTSCに対する批評は、平成8年11月の税制調査会の「法人課税小委員会報告」において議論されている。もっとも、TSCが税負担の公平や租税の中立性を阻害する等の短所を有するということは、既に昭和39年11月の税制調査会答申にて指摘されていたとされる（小山・同上、19頁参照）。

- 33) 平成14年10月税制調査会の第22回基礎問題小委員会議事録は、「経済活動の一層の国際化、情報化の進展、有害な税の引下げ競争に対する懸念の高まりというような環境の変化を受けまして、今後とも、我々がどのように国際課税制度全体を見直していくかというところが不断の課題だと思っているわけでございます。（中略-引用者補足注）租特ですから当たり前かもしれませんが、投資に対する中立性が阻害されるということがございます。それから、結果的にはどうしても課税の真空地帯を生むことになります」とする。
- 34) 同上、議事録では、「結果的にはどうしても課税の真空地帯を生むことになります。それと、これは、進出してから所得を稼得して、外国で通常であれば納付すべき税額が出てはじめて効く制度でございます。例えば外国に進出しましても、当初数年間はなかなか所得はあがらないということが常態だとしますと、必ずしもこういう制度が外国に対する直接投資の促進効果としてすぐれた制度だろうか、という御議論もあろうかと思えます」とする。同議事録の質問事項において、TSCが中国への企業進出を促進する役割を果たしているのではなかとの質問について「特に中国に関しましては、これはよく言われることなのですが、日本の企業が進出して現地で所得を稼得します。それは、配当なり利子の形で日本に送金しようと思っても、なかなか送金させてもらえないという実態がどうもあるようでございます。それが事実だといいますと、このみなし外国税額控除制度というのは、そういう利益の送金に対して、例えば間接税額控除という形でベネフィットを与える制度になってございますので、我々が想像しているよりは、中国に対してこれが効いているのかなという疑問は、私、個人的には持っております」との指摘が見受けられる。
- 35) 昭和61年10月の税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」は、TSCについて「我が国は、開発途上国における経済開発促進のための租税上の優遇措置の効果を減殺しないとの配慮から、租税条約により、開発途上国において減免された租税の額を納付したものとみなして、我が国の法人税額から控除することを認めている。これは、開発途上国に対する経済協力という政策的配慮から認められるものではあるが、一方において、税負担の公平等の課税の基本原則を踏まえる必要もあり、これを認める場合にこうした諸点に照らし合理的な範囲内に限るべきものであると考えられる」としている。
- 36) 第104回国会大蔵委員打合せ第1号（昭和61年3月26日）、市川深東京経済大学教授（当時）は、

し、わが国企業（製造業）においては、労働コストが安価で地理的にも接近していることから、とりわけ東・東南アジア諸国への生産拠点シフトが行われている³⁷⁾。そのため、国内産業の空洞化による雇用の減少が懸念されたわけではあるが、かかる生産拠点のシフトは市場メカニズムに基づく国際分業の必然的な帰結である、ともされる³⁸⁾。そうだとすれば、その空洞化や雇用の減少の処方箋を TSC の制限に一義に求めることはできないであろう。もっとも、上述の86年答申がいう合理的な範囲での TSC の制限を受けてか、その後の1989年対インド条約や後述の1990年対タイ条約においては、例えば TSC の額を一定に制限する措置が講じられている（差額 TSC から固定 TSC への改訂³⁹⁾。しかし、視点を変えれば、90年代に入り、わが国が TSC を採用又は継続する条約の数は増加したと見ることもできる。そこで、わが国がその締結する条約において TSC を採用してきた背景について、外務委員会での議論を適宜参考としつつ、上述の86年答申をひとつの境目として、それをいまいちど鳥瞰することにする。

後述の表2に見るとおり、1970年、わが国は大韓民国とザンビアの両国との間の条約に TSC を採用した。大韓民国とのかかる条約との締結については、現地法人の数の急増や交通網の発展により輸出入の増加に伴いそれが締結されたといえる⁴⁰⁾。他方、ザンビアと

「みなし外国税額控除は発展途上国の投資促進を理由としています。いずれも対外直接投資による経済協力、発展途上国の経済の発展、当該企業の資本蓄積の強化という側面を持っています。しかし、この制度によって本国の雇用機会は失われ、課税権もその外国に移り、本国の税収は悪化します。（中略-引用者補足注）事実、昭和五十八年三月期に、大手商社のうち国内法人税を納めたのは住友商事百十七億円とニチメン四億円のみで、他の三菱商事、丸紅、日商岩井、トーメン、兼松工商の各社は国内法人税等の納付額はゼロであります。これは外国法人税額控除によるものであり、こうした傾向は国内企業の税負担を加重させることによって本国の財政収支のバランスを保つことになりまして、税負担公平の原則が阻害されます」と発言している。

- 37) 1980年代中葉以降のわが国企業の東・東南アジアへの進出について、多国籍企業論の文脈で議論しているものとして、西田達昭「現代企業論の諸課題」富山国際大学人文社会学部紀要 Vol. 4 74頁（2004）がある。
- 38) 深尾京司・袁堂軍「日本の対外直接投資と空洞化」RIETI Discussion Paper Series 01-J-003（2003）。
- 39) 差額 TSC とは、国内法による一般税率（源泉徴収税率）を基準として、①この一般税率と条約上の限度税率との差額、又は②この一般税率と国内法の特別措置に係る軽減税率との差額を相手国の優遇措置による租税の減免分ととらえ、みなし外国税額控除の対象とするものである。他方、固定 TSC とは、実際の納付額に関係なく、条約上、最低限一定の税率で投資所得に係る源泉徴収税を納付したとみなすものである（中尾武彦「外国税額控除と租税条約」『日税研論集』第18巻48頁（1992）参照）。
- 40) 第63回国会外務委員会第7号（昭和45年4月14日）、山崎敏夫外務省条約局外務参事官（当時）は「日本と韓国との間の最近の経済交流の数字を若干申し上げますと、企業進出につきましては四十四年三月——昨年の三月現在で、わが国から韓国への現地法人は四、支店は三、駐在員事務所は三十五となっております。ただし、その後現地法人は急にふえまして、現在のところでは二十一となっております。他方、韓国側からわが国へは支店が八つ出てきております。船舶につきましては、昭和四十三年度でわが国から三百六十便、先方から七十二便。航空機は羽田—京城、大阪—京城、釜山—福岡間の三路線がありまして、現在わが国から週十六便、先方からは週二十便の乗り入れが行なわれております。さらに貿易につきましては、昭和四十四年暦年において、日本からの輸出が約七億

の条約については、勿論、当該国が途上国であることへの配慮もあるが、資源（銅）が豊富な同国との間で貿易協定（1965年）が締結されたこと及び同国が関税制度を一本化したことにより、輸出条件が改善され将来のわが国の投資地国として同国が期待されたことが、その条約締結の背景にあった⁴¹⁾。この対ザンビア条約にみられるような資源獲得や通商貿易政策の脈略で TSC が採用されたと思われるものとして、対インド原条約があげられる。同条約においては、インドの貴重な第一次産業資源（鉄鉱）の割り当ての確保を目的とした経済協力の脈略でそれが締結されたと見て取れる⁴²⁾。それでは、80年代後半以降の条約については、どうであろうか。わが国は、1990年対タイ条約においてその原条約（1963年）に採用された TSC を継続している。この1990年条約は、差額 TSC から固定 TSC への改訂や利子に係る TSC の廃止など、当該 TSC の適用射程を制限しているものの、総じて中小企業を含めたわが国企業のタイへの進出を後押しするかたちで、同国との間での条約に

六千七百万ドル、韓国からわが国への輸入が約一億三千四百万ドルとなっております」と発言している。なお、大韓民国との条約の交渉過程については、青木寅男「日韓租税条約について一条約成立の経緯について」租税研究253号2頁（1970）もまた、参照。

- 41) 同上・外務委員会、「現在わが国とザンビアとの経済交流というものは非常に微小なものである。銅を年間約一億数千万ドル輸入している点は別として、わが国からの企業進出がほとんどなされていない。投資所得はゼロである。こういう、経済関係があまり盛んでない状態にあるザンビアに対して今回条約を締結する必要性がどこにあったか」との発言に対して、愛知揆一外務大臣（当時）は「昨年のたとえば輸出額で言えば、こちらは二千万ドルでザンビアからの輸入額は二億九千万ドル。ところが、日本の立場から言えば、たとえば銅というものが非常に日本としては期待したい物資でございます。そういう意味で特殊の関係があるということが言えるのではないかと思います。それから、ザンビアからは、これも御説明したかとも思いますけれども、五年ほど前に経済使節団が参りまして、そのときに貿易協定が締結された。それから一方、ザンビアとしては英連邦の特恵税率を含む四段階の関税制度を一本化したわけでございます。こういう点が、わが国の一九六六年以来対ザンビアの輸出の条件がよくなったというようなことから、やはりわが国とザンビアとの間の経済関係というものは、現状はともかくとして、将来に相当の伸びを期待したい。同時に、先方からも、この種の希望がしばらく前から非常に熱心に行なわれてきたというようなところで、この条約の締結は適当であると踏み切ったわけでございます」と応答している。
- 42) 第34回国会外務委員会第10号（昭和35年4月19日）、三宅喜二郎外務大臣官房審議官（当時）は、インドとの経済・交易関係について、「鉄鉱山の開発につきましては、先ほど申し上げましたルールケラーが取り上げられた次第でございます。その際に日本側といたしましては、やはり企業の中に立ち入って鉱山の開発を能率的に日本の需要にできるだけマッチするような方法で開発させるということを望んだのでございますが、インドにおきましては、インドに限らず東南アジア諸国におきましては、経済的国民主義が非常に強烈でございまして、ああいったような鉄鉱山の開発というような重要企業につきましては、外国の投資を認めないということに法律によってなっておりますので、従って経営参加による協力ということはインドが承諾しなかった次第でございます。（中略一引用者補注）鉱山の機械を、延べ払いによる融資を与えて、日本から鉱山機械を出す、それが八百万ドルということになっております。アメリカはそれに対して二千万ドルほど出すことになっております。インドは国内で必要な資材、労力の供給のために二千五百万ドル出すということになっております。そういたしまして、ルールケラーで一番最近開発されました際に四百万トンほどの鉄鉱石が出るのでありますが、そのうち二百万トンはインドの製鉄業に使い、日本に対しては年間二百万トン出すことになっております」と発言しておられる。

において TSC を引き続き認めたという色彩が強い⁴³⁾。他方、1994年の対シンガポール条約では、わが国中小企業の途上国への顕著な進出に配慮しつつ、TSC を無償資金協力や技術協力などの経済協力の一つのツールと位置付けた上で、シンガポールが開発途上国といえなくなったとの理由により当該条約における TSC の供与期間に制限を設けている⁴⁴⁾。かかる取り扱いの差異は、わが国が TSC の供与基準に GNP ベースの世界銀行融資卒業基準を採っているとされているからである、といえる⁴⁵⁾。

こうしてみると、86年答申の前後において、わが国がその条約の改訂又は締結交渉に当たっては、TSC の額の制限（差額 TSC から固定 TSC への改訂）等は見られるものの、TSC を当該条約に採用してきた理由にそれほど変化は見られない。そこでは、TSC の供

-
- 43) 第118回国会外務委員会第4号（平成2年5月24日）、川島裕外務大臣官房審議官（当時）は「八九年十二月現在で、ちょっと古い数字でございますけれども、バンコク日本人商工会議所加盟企業数というのがございますが、これは七百五十社でございます。ただ、その後またさらにふえて千に近くなっているのではないかということが現地では言われております。それで、業種別に見ますと、電機、金属、非鉄、繊維、食品、化学、機械等、要するに製造業が中心でございます。ですけれども、建設、商業、金融等も着実に増加しております。また、以前は大企業の進出というものが多かったんですけども、最近の投資ブームではむしろ中小企業の進出が非常に目立っていると、こういうことでございます」と発言している。同氏は、タイへ投資の増加について、「一九八五年の秋のプラザ合意以降円高が進み出しまして、そのころから日本の対外直接投資が急速にふえ出したわけでございます。それはその流れの中での増加という部分があるんだろうと思います。つまり、円高によって日本企業が構造調整をどうしても迫られて、生産拠点を海外に移していくという過程が進み出したわけでございます。ただ、その中でもタイへの直接投資はぬきんで増加テンポが速いわけでございますが、これは幾つか理由があろうかと思いますが、一つにはタイの積極的な投資誘致活動、それから何と申しましても投資先としてタイが非常に政治的に安定していて良質で比較的労賃も安い労働力があること、それからタイ政府の経済政策がなかなかよろしきを得て堅実な経済成長が進んでおることというような受け入れ側たるタイが非常に健全な投資環境であるという要因も相まってのことかと思っております」と説明している。
- 44) 第129回国会外務委員会第4号（平成6年6月8日）、平田米男外務政務次官（当事）は、TSC が大企業優遇措置との指摘に対して、「中小企業等の開発途上地域への進出もこのところ顕著になっておりますけれども、これらの中小企業も要件を満たせば適用されることとなりますので、この制度が大企業優遇措置であるという御指摘は当たらないものと考えております」と応答している。また、同氏は、TSC 供与期間の制限について、「シンガポールとの間には一九七一年に、みなし外国税額控除を規定した租税協定を結んでいるわけでございます。当時シンガポールはまさに開発途上国でございます。このような国に対して経済協力をどのようにやっていくかいろいろな形があるわけでございます。無償資金協力、技術協力あるいは円借款等でございますが、その一つのツールとしてこのような税額控除というものがある、このように認識をいたしております。（中略—引用者補注）その我が国の支援によりましてシンガポールも経済的發展をしてきたわけでございます。そのような状況にかんがみて、今申し上げたような二〇〇〇年に廃止をする、こういう合意になっているわけでございます」と発言している。なお、1994年対シンガポール条約の改訂の内容及びその経緯については、中山清著『バングラデッシュ・ブルガリア。ルクセンブルク・ノールウェー・イスラエル・シンガポール 租税条約の解説』236頁（1995）参照。
- 45) 竹内洋「南北問題の視点から見た国際租税法の最近の動向—開発途上国との租税条約の最近の動向—」租税法研究第21号34頁（1993）。

与が資源を豊富に有する国（市場）やそれを求めてわが国企業が既に進出している国（市場）への国レベルでの接近のツールとして機能していると見ることもできる。1995年対ヴェトナム条約の締結に当たっては、わが国は同国を豊富な資源を有する魅力的な投資先として考えていたとされ⁴⁶⁾、他方、1996年対メキシコ条約についていえば、当該国を1994年のNAFTA発効後の米国市場への輸出生産拠点として考えていたとされる⁴⁷⁾。もっとも、TSCの供与による企業の投資促進がその被供与国のインフラ整備の活性化に資することもある⁴⁸⁾。このようなインフラ整備、あるいは財政支援それ自体がTSC供与の主たる目的であったと見ることができる条約もなかには存する（例えば、1991年対バングラデッシュ条約⁴⁹⁾及び1991年対ブルガリア条約）。そのため、一瞥したところ、わが国におけるTSCの性質やその採用のポリシーが見出し難い。しかし、TSCの廃止の局面においては大枠、上述の世界銀行融資卒業基準に基づきそれが行われていることからして（例えば、対シンガポール条約）、そこから見れば、わが国のTSCは民間投資の促進を通じての開発・経済協力という性格を有しているともいえる⁵⁰⁾。2006年3月1日現在のわが国のTSCの被供与国を見る限り、世界銀行融資卒業基準に達していない国も多い。しかし、この点、例えば低所得国（世銀分類）である対インド条約（2006年）では、TSCが廃止されているため、わが国においては、必ずしもTSCを開発・経済協力支援の枠組みのなかで考えているとはいえない面も浮かがる。周知のとおり、インドはソフトウェア産業が高度の発展し、米国のアウトソーシング先でもある⁵¹⁾。その意味で、同国においては、開発・経済協力支援は必要ないと思われる。かかるインドの市場の特異性をかんがみるに、同国は米国企業のみならず、諸国の企業にとっても最適な投資・立地国と考えられる。そうす

46) 1996年対ヴェトナム条約の締結経緯や内容の詳細については、品川克己『日ベトナム租税条約の解説』1頁、3頁及び31頁-32頁（1996）参照。

47) 本田光宏『日・メキシコ、日・南アフリカ租税条約の解説』はじめに（頁番号なし。）（1998）参照。

48) 本田・同上はTSCを採用したメキシコとの条約について「特にメキシコにおいては、（中略—引用者補注）従来から多い製造業関連に加えて、民営化や民活インフラ関連の投資が増加しており、今後日本からの投資は一層増加するもの見込まれている」としている。

49) 120回国会外務委員会第9号（平成3年4月12日）、谷野作太郎外務省アジア局長（当時）は、バングラデッシュの投資環境について、「先方のバングラデッシュのインフラの状況についてお尋ねがございましたけれども、これは申すまでもなく、残念なことにインフラの整備というのは大変おこなわれている状況でございます。若干の数字を申し上げますと、例えば農村の電化率はわずか一八%でございますし、国民の電気の利用率、使用率も八%にすぎないようでございます。道路の整備状況も非常にしております。それから通信部門あるいはエネルギー部門、多々おこなっております。そういうことで、私どもは引き続き経済協力を通じましてバングラデッシュのこういった面での整備強化にお手伝いしておるということでございます」と発言している。

50) TSC廃止の局面においては、世界銀行融資卒業基準がおよそ、用いられているのだが、TSCの採用の局面においては、当該規準が用いられていない条約例も存する。例えば、対メキシコ租税条約と同じ年に締結された対南アフリカ租税条約ではTSCが採用されなかったのであるが、その当時の南アフリカは世界銀行融資卒業基準に達していず、メキシコと同じ中高所得国に分類されていた。

51) 白井早由里『マクロ開発経済学-対外援助の新潮流』22頁（2005）参照。

ると、そこでは1989年対インド条約上の TSC の採用がトリティ・ショッピングの温床ともなりかねない。思うに、当該対インド条約上の TSC の廃止は、かかる状況を排除する意図があったとも察せられる。

[表2]⁵²⁾ 【TSC を採用する租税条約】 採用数=17/53 (発効条約総数) (2015.4.1 現在)]

署名日	被供与国	TSC の対象
1960	India 11条3項	インドの経済開発を促進するための奨励措置に基づき軽減された同国の租税(利子)。
1961	Singapore 交換公文	シンガポールの創始産業(所得税の救済)法に基づき租税の減免。(期限付き)
1961	Pakistan 14条3項	《利子》:租税条約の基づく減免→TSCの額の割合は、わが国の国内法に準じる。
1963	Thailand 交換公文	租税条約に基づく減免:《配当》→(持分比率25%・限度税率20%)《利子》→源泉免稅。産業投資奨励法・経済拡大奨励法等に基づく減免。
1967	Sri Lanka 15条2項	《配当》租税条約に基づく減免・セイロン内国歳入法に基づき減免された租税(共に持分比率・10%)→TSCの額の割合=331/3税(条約→限度税率指定なし)(注1)《使用料》租税条約に基づく減免→セイロン租税の額の25%(条約→限度税率50%)。
1967	Brazil 22条2項	租税条約に基づく減免:《配当》25%(条約→限度税率12.5%・持分比率指定なし。ただし、本則の間接外国税額控除の適用に当たっては、10%の持分比率)《使用料》25%(条約→限度税率12.5%・15%)《利子》20%(条約→限度税率12.5%)。ブラジルの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。
1970	Zambia 22条2項	《利子》租税条約の基づく減免→条約上の限度税率の適用(10%)《使用料》租税条約に基づく減免→条約上の限度税率の適用(10%)。ザンビアの創始産業(所得免除)法・所得法(鉱山営業者に対する貸付利子の免除)に基づく減免。
1970	Malaysia (1963年原条約 全面改訂 ⁵³⁾ 18条5項	租税条約に基づく減免:《利子》→条約上の限度税率10%《使用料》→条約上の限度税率10%。マレーシアの経済開発を促進するための奨励措置に基づき減免された同国の租税。
1970	Korea 18条3項	租税条約に基づく減免:《配当》その総額の12%(持分要件なし)、《利子》その総額の12%、《使用料》その総額の12%。韓国の経済開発を促進するための奨励措置に基づき減免された同国の租税。
1971	Singapore (1961年原条約 全面改訂) 21条4項	租税条約に基づく減免:《利子》→条約上の限度税率10%《使用料》→条約上の限度税率10%。シンガポールの経済開発を促進するための奨励措置に基づき減免された同国の租税。
1974	Ireland 24条2項	アイルランドの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免:1981年から適用なし(アイルランドの国内法改正により事実上失効)。
1974	Spain 23条4項	スペインの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免:1979年から適用なし(スペインの国内法改正により事実上失効)。

52) 表2の作成に当たっては、公益財団法人納税協会連合会『平成27年版租税条約関係法規集Ⅱ』580頁-582頁(2015)参照。

53) 1963年対マレーシア原条約においてもTSCの規定が設けられていたとされる(金子・前掲注2, 194頁参照)。

1980	Philippines 23条3項	租税条約に基づく減免：《配当》20%（条約→限度税率：親子間（10%＜持分比率25%＞）、ポートフォリオ（25%）《利子》15%（条約→限度税率10%）《使用料》15%（条約→限度税率10%）。
1982	Indonesia 23条2項	租税条約に基づく減免：《配当》条約上の限度税率の適用（親子：10%＜持分比率：25%＞、ポートフォリオ：15%）《利子》条約上の限度税率の適用（10%）《使用料》条約上の限度税率の適用（10%）。1967年のインドネシアの外国投資に関する法の基づく減免。ただし、1985年から適用なし（インドネシアの国内法改正により事実上失効）。
1983	China 23条3項	租税条約に基づく減免：《配当》20%（但し、中国の合併企業の支払い配当については10%）（条約→限度税率10%・持分要件なし。本則の間接外国税額控除の適用に当たっては、25%の持分比率）《利子》条約上の限度税率の適用（10%）《使用料》20%（条約→限度税率10%）。その他：中華民国の経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。
1989	(India) 交換公文	インドの所得税法（インドの経済開発を促進するための奨励措置）に基づく減免。租税条約に基づく減免：《利子》限度税率10%。
1990	Thailand 21条2項 乃至5項	タイの経済開発を促進するための奨励措置・投資奨励法の適用がある場合の租税条約に基づく減免：《当》25%（条約→限度税率；産業的事業に従事する法人による配当：15%。その他の配当：20%、共に持分比率25%）。
1991	Bangladesh 23条4項	《配当》10%（条約→親子間：10%＜持分比率：25%＞、ポートフォリオ：15%）《使用料》条約上の限度税率の適用（10%）〔配当については10%、使用料については5%、それぞれバングラデシュの課税がその数値を下回る場合〕《利子》5%（条約→限度税率10%）。その他：バングラデシュの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。
1991	Bulgaria 23条3項 乃至5項	《配当》10%（条約→親子間：10%＜持分比率：25%＞、ポートフォリオ：15%）《使用料》条約上の限度税率の適用（10%）〔配当及び使用料については10%、それぞれバングラデシュの課税がその数値を下回る場合〕。その他：ブルガリアの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。供与期間2001年。
1993	Turkey 22条3項 及び4項	トルコの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。供与期限2004年（継続中）
1994	(Singapore) 議定書	租税条約・議定書に基づく減免：《利子・使用料》条約上の限度税率の適用（10%）。その他：シンガポールの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。供与期間2000年。
1995	Vietnam 22条3条 乃至5項	租税条約に基づく減免：《配当・使用料》条約上の限度税率の適用（10%）（なお、配当については、配当条項に持分要件なし。本則の間接外国税額控除の適用に当たっては、25%の持分比率）。供与期間2010年（継続中）
1996	Mexico 22条3 及び6項	租税条約に基づく減免：《使用料》15%（条約→限度税率10%）。その他：メキシコの所得税法に基づく減免等。供与期間2005年。
1998	(Korea) 23条2項 及び4項	大韓民国の経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。供与期限2003年（継続中）
1999	(Malaysia) 22項3項	マレーシアの経済開発を促進するための奨励措置に基づく減免。供与期限2006年。
2006	(India)	TSCの廃止。
2006	(Philippines)	継受・期限付き
2010	(Singapore)	利子・使用料、（固定スベアリング）、特別措置（議定書）、（期限付き）
2010	(Malaysia) 22項3項	継続中

(2) 米国

米国の TSC に対する考えはおよそ、否定的ともいえる。かかる米国のポリシーは、TSC の規定を含む1957年の対パキスタン条約が上院にて批准されなかった頃から一貫している⁵⁴⁾。この批准拒否に影響を与えたのが、S. Surrey の意見であった。S. Surrey は、米国市民に等しく適用される世界所得課税の準則のもとでの二重課税排除の方法である外国税額控除からみて、支払われない租税 (ghost tax) に控除を認めることは当該控除が国外における投資家を国内における投資家よりも有利に扱う結果になるとし、かかる TSC の供与に反する立場を採った⁵⁵⁾。米国の租税条約はそもそも、国外から生ずる所得を受領する米国市民又は法人に対して当該米国の税率を軽減するものではない、と S. Surrey はいう⁵⁶⁾。これは、かかる条約に TSC を採用すれば、米国市民又は法人の税負担が軽減されることになり、それまでの米国の租税条約政策に反する結果になる、とうことである⁵⁷⁾。他方、TSC のその被供与国に与える効果について、S. Surrey は、TSC の許容の交換としての被供与国における源泉徴収税の軽減が投資家にタックス・ブレイクを惹起し、その結果、国際金融市場や政府間の支援プログラムが圧迫されることにより当該被供与国に対する経済発展計画の効率性が損なわれるとしている⁵⁸⁾。S. Surrey はまた、TSC の法的構造上、現地で稼得した利得の再投資よりむしろ、当該利得の本国への早急の返還を促す仕組みとなっているために、その供与国の利益にはならないともいう⁵⁹⁾。いずれにせよ、S. Surrey がその議論の入り口において外国税額控除の文脈で TSC を議論していることに鑑みれば、この批准拒否に係る最も重要な議論は当該 TSC が米国の対外租税政策の基礎となる資本輸出の中立性 (CEN) に反するというところにあったといえる⁶⁰⁾。

54) 1957年に調印された対パキスタン租税条約における TSC の内容は、米国の税額控除の適用上、パキスタンの所得税法に基づき軽減されたパキスタンの租税の額は米国内国法人により支払われたものとみなすというものであった (15条1項)。そのほか、条約に TSC の規定を含むこと試みがあったが、結局、批准されなかった60年代の米国の条約例として、1959年対インド原条約、1960年対パキスタン原条約などがある (詳細については、高谷美喜子「租税条約におけるみなし外国税額控除」関西大学大学院法学ジャーナル第63号11頁 (1995) 参照)。

55) See, 1957 Senate Pakistan Hearings: Treasury Department (Surrey) prepared Statement (1958), Tax Analysts, World Tax Treaties U.S. Legislative History (Doc. 93-30769, para. 7 of ¶ TAX SPARING (Electronic edition) [hereinafter cited as Surrey Statement] and Stanley S. Surrey, *The Pakistan Tax Treaty and "Tax Sparing"*, 11 NATIONAL TAX JOURNAL 158 (1958). 矢内一好「タックス・スペアリング・クレジットの考察」中央大学商学研究会商学集志第63巻第3号30頁 (1993) 参照。

56) *Id.*, para.3 of ¶ TAX SPARING. は、「過去の租税条約において、米国は外国の国が米国の投資家に当該国における所得について課税を譲歩したその見返りとして、同様に米国国内の源泉から生ずる所得を受領する外国の投資家に限り、その租税を軽減している」とする。

57) 米国は、TSC の代替として、1962年法により創設された投資税額控除を租税条約においても採用しようとしたのだが、租税条約により外国投資を刺激することは適用ではないと米国議会で判断されたとされる (矢内・前掲注55, 30頁参照)。

58) Surrey Statement, *supra* note 55, at para. 8 of ¶ TAX SPARING.

59) Surrey, *supra* note55, at 159-160

60) See, William J. Martin, *Treaty tax-sparing credits*, 27 Tax Management International Journal 455 (1998).

このような対パキスタン条約批准の際にみられた反 TSC の基礎となる考えや姿勢は、80年代に入り、若干変化している。それが見られるのが、1984年対中国条約の交換公文で⁶¹⁾。米国は当該交換公文において、「米国が将来において、免除外国税額控除に係る規定に関する法令を改訂した場合又は米国が他の国との間で当該免除外国税額控除について合意に至った場合には」、当該対中国条約に TSC に係る規定を設けるために改訂する、としている。これと同様の定めを置くものは、その後の米国の租税条約にいくつか見受けられる（例えば、1989年対インド租税条約交換公文、1993年カザフスタン租税条約議定書、1994年対ウクライナ租税条約議定書、1996年対タイ租税条約交換公文及び2004年対Bangladesh条約交換公文）。このように、米国は将来、その条約において TSC を採用することを示唆している。しかし、実際には、その実現に未だ至っていないことからすると、米国が反 TSC のポリシーを堅持していることには明らかである。このような姿勢は、米国内法にも見ることができる。米国は、プエルトリコ等のその属領において実際に支払われ又は生じた租税か否かにかかわらず、かかる属領の租税を引当てとして米国租税と同額を税額控除として認める属領税額控除（旧内国歳入法936条⁶²⁾を1996年の小規模事業雇用保護法（Small Business Job Protection Act of 1996）において廃止している（現・内国歳入法936条（j）⁶³⁾）。かかる法条の廃止過程において、米国議会は、当該税額控除が米国の小規模法人にとって有益であると認識するものの、それを認めることによる米国歳入の損失を懸念していたとされる⁶⁴⁾。米国は、1997年12月に国外源泉の低課税所得や非課税所得を利用した外国税額控除の濫用に係る取引を規制することを目的として Notice 98-5 を発行したのであるが⁶⁵⁾、当該 Notice は、米国多国籍企業がそのような低課税所得を利用して米国の租税をシェルターする効果が TSC と経済的に同等の効果を有するとしている⁶⁶⁾。

61) 1984年米中租税条約交換公文における TSC については、既に議論する論文は数多く存する。例えば、浦東久男「アメリカ合衆国と租税条約におけるみなし外国税額控除」姫路法学5号103頁、104頁（1989）、矢内・前掲注55、31頁及び高谷・前掲注54、112頁、113頁があげられる。

62) 廃止前の米国の属領税額控除については、矢内・前掲注55、30頁及び31頁参照。

63) 内国歳入法936条の廃止については Martin, *supra* note 60, at 451-452 参照。

64) *Id.* at 452. Martin は、本文で言及したとおり、内国歳入法936条の廃止過程において、米国議회가、その属領税額控除が米国小規模法人にとって多大な便益を与えるものである、ということ認識していたことから、かかる廃止が必ずしも米国の反 TSC の姿勢を反映するものではないとしている（*id.*）。矢内・前掲注55、31頁によれば、租税条約と国内法の整合性の観点から、1986年にプエルトリコがわが国との間で TSC を規定した条約を締結しようとした際に、米国政府は TSC 反対の方針から、当該条約交渉に否定的な見解を示したとされる。そうすると、936条の廃止は、条約と国内法との整合性を保つことを目的として、廃止されたとも考えられる。したがって、936条の廃止は、米国の反 TSC の考えを反映したものとも思われる。

65) Notice 98-5 については、Contributing editor Lee A, *U.S. Treasury Modifies Notice on Foreign Tax Credit Abuses*, 98 Tax Notes Int'l 116 (1998) 参照。また、わが国において当該 Notice が規制する取引それ自体について詳細に分析しているものとして、占部裕典「外国税額控除制度の濫用形態とその規則」総合税制研究第7巻17頁（1999）がある。

66) *Id.*, at 118.

TSC の文脈におけるかかる米国のその国内法における取組みを見てみると、反 TSC に対する根強い考えは、当該 TSC がもたらす歳入の損失及び租税回避の議論に基因するものであるとも思われる。

2. 完全・部分的属地主義採用（一部外国税額控除採用）国-フランス-

フランスは、その国内租税法に TSC に係る定めを設けている⁶⁷⁾。現行の一般租税法典 (Code Général des Impôts) Annexe II の122条3項 (旧・Annexe II, art.111 -3, CGI)⁶⁸⁾ は「国際条約がその締結国により自国の経済発展のために認められたフランスの法人所得税に帰せられる租税の一部又は全部の控除の補償を目的とすることを予定している場合には、その租税の額を控除することに合意する」と定めている。ここでいうフランスの法人所得税に帰せられる租税とは、フランス租税法における territorialité 課税の対象 (Art. 209- I, CGI) とならない外国の事業活動に関連を有さない投資性所得 (Art. 120 à 123 bis, CGI) と territorialité の例外として設けられた全世界利得制度 (Régime du bénéficeconsolidé) 及び連結利益制度 (Régime du bénéficemondial) の下で課せられる租税といえる。この全世界利得制度や連結利益制度の下、フランスの課税ベースから排除される完結した事業過程 (un cycle commercial complet) 又は国外の恒久的施設を通じての常習的な事業の遂行から生ずる所得、又は比較的少ない出資持分による対外投資から生ずる所得が同国の課税ベースに組み込まれることになる (Art. 209 quinquies et Art. 113 à 134, CGI)⁶⁹⁾。したがって、かかるフランス法における事業所得以外の投資性所得については、全世界所得課税ベースにより租税を課され、その結果生ずる国際的三重課税は外国税額控除により排除されることになる。この延長でフランスにおける TSC を考えれば、その対象となるのは、内国法人の国外事業に属さない配当を含む国外源泉の投資性所得ということになる⁷⁰⁾。

さて、上述の TSC に係る法条の導入は、フランスが TSC を初めてその租税条約に採用した1963年対イスラエル条約の承認のための法⁷¹⁾ の発令を背景とするものであった。そこ

67) フランスは英国と異なり、通常、米国と同じく条約が self-executing な国であるとされる (阿部浩己ほか『テキストブック国際人権法 第2版』32頁 (2002) 参照)。

68) 条文の内容自体の変更はなく、番号が変わっただけである。

69) 連結利益制度 (Régime du bénéficemondial) を定める Article 134 A, CGI における適用要件及び効果は、全世界利得制度 (Régime du bénéficeconsolidé) を定める Art. 113 à 134, CGI に吸収されている。ここで、若干、これらの制度の法条の仕組みを見てみると、次のとおりである。Art. 209 quinquies, CGI は、フランス大蔵大臣に許可された内国法人は、フランス国内及び国外での直接間接の事業の遂行から生ずる全ての損益をその課税所得に含めることができると定める。これを受けて、Art. 113, CGI は、直接の事業の遂行 (les exploitations directes) と間接の事業の遂行 (les exploitations indirectes) の文言を定義している。前者は、フランス法人が国外の支店、事務所等の恒久的施設を通じてその事業の一部又は全文を遂行することとされる。他方、後者は、国外での出資参加であるとされ、その出資持分割合は50%を超えないとされている (Article 116 ter, CGI)。

70) Art. 209- I, CGI の適用がない限り、国外からの受領配当及び利子はフランスの課税所得に含まれる (本文の Art. 120 à 123 bis, CGI 参照)。なお、使用料についても、また同じである。

71) See, Martin Norr and Pierre Kerlan, TAXATION IN FRANCE 798 (1966)。

においてフランスが TSC を採用した理由の一つとして、当該対イスラエル条約の署名日に着目すると、マッチング・クレジットについて言及する OECD の1963年条約草案の23条B（税額控除）に関するコメント⁷²⁾に沿ったものであったということがあげられる。いま一つの理由として、英米の対イスラエルへの租税条約政策に誘発されたことが考えられる。例えば英国は、1962年にイスラエルとの間において、TSC を採用した租税条約を署名している。米国については、当時、未発効ながら、1960年にそれとの間で TSC を含む租税条約を署名している⁷³⁾。フランスの TSC の特徴、とりわけ90年代に入ってからそれは、そのほとんどが、配当、利子及び使用料の投資性所得について、条約相手国の法令に基づき減免された租税の額を当該租税条約に定められた限度税率において納付されたその額とみなして、税額控除を認めるというものである。これは、通常の条約上の外国税額控除の適用との整合性を保つためであるとされる⁷⁴⁾。たとえば、1971年対ブラジル条約にみられるような、その条約上の限度税率を超える税率での税額控除について同じことがいえる。そのため、フランス課税当局は、かかる対ブラジル条約上の TSC（所謂、マッチング・クレジット）を20%に制限した⁷⁵⁾。もっとも、1992年及び1993年にかけて、相当な数のマッチング・クレジットが廃止されているのがフランスの特徴ともいえる。その他の特徴としては、英国と同じく旧属領国にそれを採用している条約も若干存するが⁷⁶⁾、二国間投資協定の締結と当該 TSC を含む条約の締結が同年又はその年代を前後している点があげられる。その意味で、フランスの TSC は投資の促進という色彩がより強いのではないかと思われる。

IV 結語（評価）

昨今、主たる先進国では TSC の供与が増加しているとは言い難く、むしろ削減傾向にあるともいえる。南（国連）はいま尚、TSC の効率性を主張する。そこには、TSC が好

72) 1963年 OECD 条約草案の第23B条（税額控除）に関するコメントの第50パラグラフは、Matching credit について、「当該方法は、源泉地国において課税の譲歩が行われなかった場合に、当該国において支払われたであろう租税に相当する額の租税を居住地国がその自国の租税から控除することを認めることを担保するものである。かかる方法が十分な成果をもたらすために、源泉地国は租税の救済が認められなかった場合に支払われたであろう租税の額を居住地国に通知しなければならない」とする。

73) 未発効の1960年米イスラエル租税条約15条（a）は、イスラエルの資本投資奨励法のもとでの配当についての租税の免除については、その適用がなければ支払われたであろうイスラエルの所得税の割合を超えない割合で租税を控除することを認めていた。

74) Bulletin Officiel des Impôts 14 B-4-93, p. 81 (1993).

75) Bulletin Officiel des Impôts 14 A-7-97, p. 60 (1997).

76) 西垣昭 ほか『開発援助の経済学 [第三版]』166頁、167頁（2003）によれば、「フランスの DDA の大きな特徴は、その地理的な配分である。旧仏領諸国のウェイトが圧倒的に高く、主要対象10カ国のうちエジプト以外は、ポリネシア、ニューカレドニア、コートジボワールなどすべて海外領土又は旧植民地である」とされる。もっとも、フランスは、これらの海外領土等への投資について、租税の減免等の税制上の融合措置を講じている（Art 199 undecies A et B, 217, CGI）。

ましくないとされること（場合によっては、正当化され得ること）の判断の評価基準が必要である。供与国の観点からするならば、TSCが租税誘因措置であることを与件とし、その是非をSurryの租税支出論にみられる政府直接支出との比較において判断するのも、その一つの評価方法であろう⁷⁷⁾。

そこで、以下では、TSCの特異性に鑑みて、経済開発協力の文脈において北から南への政府資金の流れ⁷⁸⁾の形態として揚げられる公的な資金を原資とするODA(Official Development Assistance, 政府開発援助)やOOF(Other Official Flows, ODA以外の政府資金流れ)⁷⁹⁾との比較において、当該TSCの是非を考えてみることにする。

かかる援助は、その受領国の視座において、途上国の経済成長や発展の実現を促進するものであると解釈されうる⁸⁰⁾。たとえば、マクロ経済的観点から、援助と途上国サイドの投資促進との相関関係が成立するという仮説のもと、当該援助により資本貯蓄が進めば、それは同国の経済成長率を高める、ともされる⁸¹⁾。もっとも、このような援助効果は、その供与国が援助額の多寡を含む明確な開発計画を有していなければ、それは低減する⁸²⁾。この点、わが国にみる開発援助のあり方の一例を見てみると、そこにはODAが民間セクターに途上国への投資を促進するための経済インフラの整備として供与される傾向が見受けられる⁸³⁾。このことを示すかのように、世界全体の途上国への資金の流れの4分の3を

77) Stanley S. Surrey の政府直接支出と租税誘因措置による租税支出との比較における租税誘因の利害損失については、金子・前掲注2, 91頁にて簡潔に整理されているため、それをそのまま引用しておく。Stanley S. Surrey, *supra* note 55, at 726 to 736 について、「政府の財政援助のテクニックのうちどちらを選択するかを決定するファクタをさぐるための直接支出よりもむしろ誘因措置を利用することによって、何が失われ、また何が得られるか、を検討している。まず失われる点としてあげているのは、(1) 誘因措置は政府のプログラムの判断や執行を分裂させるため、議会、行政府および予算手続における判断を混乱させ複雑にすること、および(2) 租税制度の公平を害するのみでなくそれを複雑で理解のむずかしものとして租税制度に損害を与えること、の2点をあげている。(1)については、直接支出の方法をとれば、議会においてそれぞれ専門の委員会で審議されるはずのところを、誘因措置の方法をとると租税関係の委員会で審議されるためその分野の他の諸政策との coordination が困難になる、という問題の一例としてあげておこう。」

78) 例えば、OECDの下部機関の一つである開発援助委員会(DAC)は開発協力(development cooperation)を「資金の流れ」として把握している(樋口貞夫『政府開発援助 第二版』11頁(1993)参照)。

79) ODA及びOOFの基本的仕組みについては、西垣・前掲注76, 112頁参照。ODAの主な要件として、①政府や政府機関が行うもの、②途上国に経済開発や福祉の向上を主な目的とするもの、③途上国側に過大な返済義務を生じさせないような条件もの(例えば、グラント・エレメントが25%以上のものがODAとなる。)があげられる(同, 114頁)。OOFについては、それは公的な資金の流れという点ではODAと同じであるが、条件がODAほど有利ではないというものであるとされる(同, 114頁)。

80) 浅沼信爾『国際開発援助』5頁(1972), 等参照。

81) 白井・前掲注51頁, 78頁(2005)。

82) 同・69頁, 80頁。

83) 外務省編『2005年版ODA政府開発援助白書』19頁(2005)。

ODA 以外の商業目的の公的資金 (OOF) や民間資金 (PF)⁸⁴⁾ が占めているとの報告もなされている⁸⁵⁾。しかし、たとえば DAC 加盟国である英米独仏の各国の ODA の内訳は、必ずしも上述のインフラのセクターに供与されているとは限らない⁸⁶⁾。他方、途上国サイドに目を転ずれば、そこでは ODA に経済・社会インフラ開発を求める声が多く存し⁸⁷⁾、とりわけ FDI を惹きつける投資環境の整備を含む経済・社会インフラ整備の必要が求められている⁸⁸⁾。これは、FDI が、通常、資金の単なる移動ではなく、経営資源及び技術移転を生ずるものであるため、途上国の経済に多大な利益をもたらし得るということが途上国においても共通の認識となっているからである⁸⁹⁾。その意味で、ODA 供与国においては、その被供与国への FDI を惹起すべく、ハードの面でのインフラ (経済・生産インフラ) の整備のみならず、技術やノウハウを使いこなせる人材を育成するという社会インフラの整備の必要性も認識されている。かかる FDI を自国に惹起する途上国の租税誘因措置に応ずる上述の TSC につき、1990年乃至1998年間における32の途上国への FDI の流れに関するデータを基に、英独伊日間における TSC の FDI に対する効果を実証分析した Kaewsumerit は、わが国の FDI が TSC に最も敏感に反応している、と結論する⁹⁰⁾。この分析では、当該期間におけるわが国の全世界ベースの FDI の全増加額の65%が新規の FDI であり、残りの増加額が TSC を採用している途上国への投資地の再配置に起因するものであったとの報告がなされている⁹¹⁾。Kaewsumerit は、企業が本国への配当の送金を

84) PF (Private Flows) とは、民間企業が途上国向けに輸出信用を含む融資や直接投資、証券投資を行うこと。

85) 外務省編・前掲注83, 99頁。尤も、途上国への直接投資のような民間資金フローは貧困の削減や社会的ニーズにまったく焦点を合わせていなく、援助と民間資金は、異なるタイプのフローである、との見解もある (ユーロステップ他編『援助の現実: NGO からみた世界の ODA』13頁 (1998))。

86) 英米仏独日における二国間 ODA の分野別配分 (2001年) は次の通りである。英国: 社会インフラ (教育・保険・行政・衛生) 23.8%, 経済インフラ (運輸・通信・エネルギー) 8.0%, 生産セクター (農業・鉱工業・貿易) 7.7%。米国: 社会インフラ45.5%, 経済インフラ3.6%, 生産セクター6.4%。フランス: 社会インフラ38.6%, 経済インフラ7.7%, 生産セクター8.3%。ドイツ: 社会インフラ40.4%, 経済インフラ19.4%, 生産セクター4.8%。日本: 社会インフラ17.0%, 経済インフラ34.0%, 生産セクター14.5% (国際協力銀行開発金融研究所『国際協力便覧2004』72頁, 73頁 (2004))

87) 国際協力銀行「日本の ODA に期待するものは何か OECF, JAICA による途上国アンケート調査」OECF ニーズレター No. 45, 14頁及び15頁 (1996)。

88) ユーロステップ他編・前掲注85, 13頁, 等参照。

89) 手島茂樹「海外直接投資を通じたアジアへの技術移転ンパクトが経済開発に及ぼすインパクトー日本企業と欧州企業へのアンケート調査に基づくー」開発金融研究所報第8号31頁 (2001)。

90) PonlapatKaewsumerit, *The Effect of Taxsparring Credit on Foreign Direct Investment*, University of Houston Working Paper, at 24 (2004) (pdf edition). Kaewsumerit が分析の際に掲げた途上国は、チェコ、ハンガリー、大韓民国、メキシコ、ポーランド、ブルガリア、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ、エジプト、モロッコ、南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、ベネズエラ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの計32カ国である (*id.*, at17)。

選択した場合の税負担の割合 (Repatriation Tax Price, RTP)⁹²⁾ を分析の指標とし、親会社が控除限度余裕額 (deficit tax credit) のポジションにあるときであって、その現地関連法人が未熟である場合には、TSC が FDI に対して最も効果的である、という⁹³⁾。これは、当該関連法人がその留保金を再投資に用いれば、親会社による最適な初期の資本投下は RTP に影響をされることはほとんどないのだが、未熟な関連法人は、通常、親会社の追加的な資本投下を必要とするため、その親会社が税負担に余裕がある控除限度余裕額のポジションにある場合には、TSC が当該親会社の FDI を刺激する、ということである⁹⁴⁾。Kaewsumerit は、このことを、上述のとおり、わが国における FDI の増加が TSC の被供与国である途上国への投資地の再配置に基因していることを以って、論証している。親会社が控除限度余裕額のポジションにあることについては、わが国が外国税額控除における限度枠管理方式として一括限度額方式を採用しているため、英国 (国別所得項目別)、ドイツ (国別) 及びイタリア (国別) の各国に比して、わが国の企業は、国及び所得の全世界ベースでの控除限度額の平準化を行うことができるため、控除限度余裕額のポジションにあり得る、と Kaewsumerit はいう⁹⁵⁾。総じて、Kaewsumerit のかかる分析の視角においては、現地関連法人の成長の度合いに着目している点にその特徴があるといえる。

それでは、仮に、このように TSC が FDI の促進効果を有しているとする、そのことのみを以って、かかる TSC の適用を正当化することができるものだろうか。通常、先進国・途上国間の租税条約は条約上の恒久的施設 (P.E.) の要件の緩和など源泉地国となる当該途上国の課税権を優先させる規定を設けており⁹⁶⁾、TSC が存しなくとも、かかる条約

91) *Id.*, at 24.

92) Repatriation Tax Price (RTP) について、Kaewsumerit は「法により定義されるものではなく、企業が配当の送金を選択した場合に、受入国において支払う租税よりどれだけ多く租税を当該企業が支払いかを算定する指標である」と定義している (*id.*, at 7 (fn.5)).

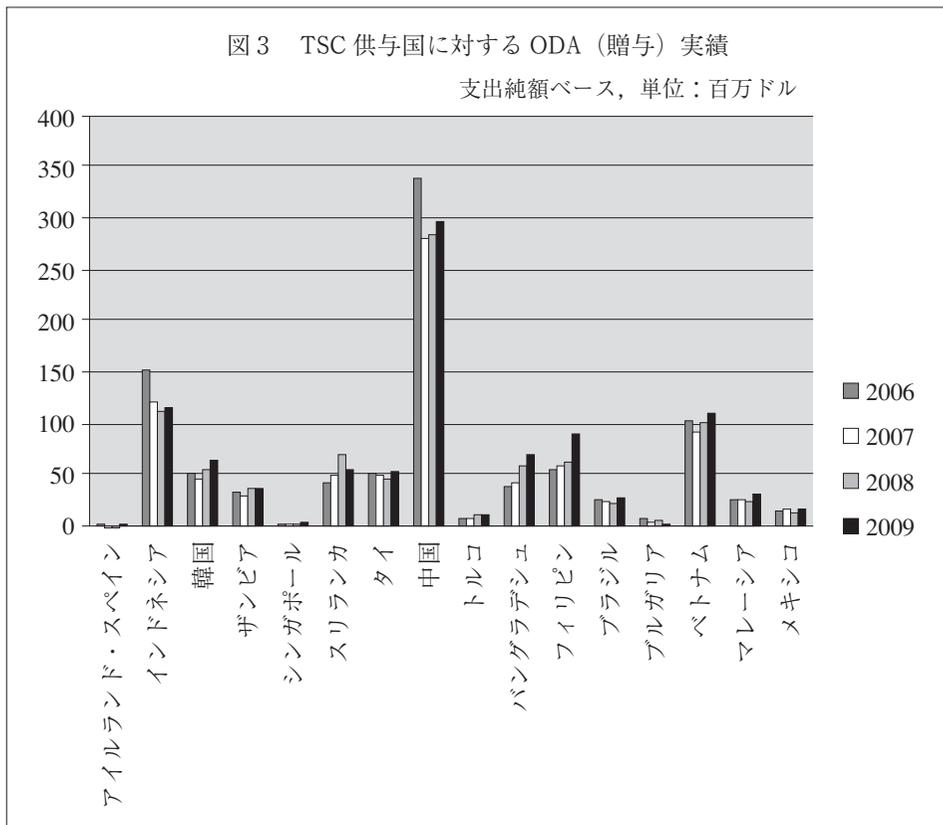
93) Kaewsumerit によれば、①親会社が、税額控除が発生しないポジションあるときであって、その関連法人が成熟している場合には、TSC の効果は送金される収益の課税上の扱いによるため、かかる TSC の効果は軽減し、②親会社が控除限度超過額 (excess credit) にある場合には、TSC は RTP を減少させないため、TSC の効果はないとする (*id.*, at 11)。

94) *Id.*, at 9.

95) *Id.*, at 11 to 12.

96) QiaopingCai, *Trends in Tax Treaty Policy of Developing Countries*, Markus Strfamer/Mario Züger, TAX TREATY POLICY AND DEVELOPMENT 244 (2005) によれば、TSC に積極的な立場を採る先進国・途上国間の二国間租税条約のひな型である UN モデル条約を、多くの途上国がその条約交渉において、それを部分的に採用していることが数統計上、実証されている。そこでは、OECD モデル条約と定める異なる条項 (OECD モデル条約に含まれない規定) が、途上国が締結する租税条約 (以下、D-DTC) にどの程度、採用されているかについての割合を示している。とりわけその差異が見受けられる P.E. 条項と投資性所得に係る条項に焦点を当てると、前者についていえば、P.E. を構成するものとして「監督活動」(UN モデル条約 5 条 3 項 (a)) を採用する D-DTC の割合は 58.8% であり、かかる活動が P.E. となり得る存続期間を OECD モデル租税条約の 6 箇月より長い 12 箇月に定める規定 (同、UN モデル条約 5 条 3 項 (a)) を採用する D-DTC の割合は 69.4% にのぼる。他方、後者についていえば、使用料所得における「使用料」の用語の定義に「ラジオ

の締結それ自体が同国への FDI の促進に寄与するとも考えられる。他方、わが国の TSC についていえば、基本的には開発途上国への経済援助という枠組みの中で考えなければならない性格を有しているともされる⁹⁷⁾。ここで、経済開発協力の一形態である上述の ODA との関係において、当該 ODA の被供与国に着目し、民間資金の投資の促進を目的と



(出所) 外務省『政府開発援助 (ODA) 白書 日本の国際協力』2007年乃至2010年の各版
 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>>における「二国間 ODA の国別分配」をもとに作成。

*) アイルランドとスペインへの ODA 分配額については、正確な額を見出せないため、白書における「欧州の複数国向け」の数値を割り当てた。

放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープ」の著作物の著作権の対価を含めるとする規定 (UN モデル条約 5 条 3 項 (a)) を採用する D-DTC の割合は 87.7% にものぼる。なお、このように、所得の源泉地国としての途上国に広範な課税権を承認する UN モデル条約について論じたものとして、川端康之の「<研究ノート>国際課税と南北問題序説 (1) -1988 年国連報告書を中心に-」関西大学商学論集第 36 巻第 5 号 66 頁, 67 頁 (1991) 参照。

97) 高木克己「みなし外国税額控除のあり方について」駒大経営研究第 22 巻第 1・2 号 46 頁 (1990), 高谷・前掲注 54, 67 頁参照。

する TSC⁹⁸⁾ が公的資金を原資とするかかかる ODA とどの程度、資金の流れの面でタイアップしているかについて、若干見てみることにする。

図3をみる限りおおむね、わが国の ODA の公的資金の流れの多くは、それが締結する租税条約における TSC の被供与国（上述の表2参照）に向かっている（又は向かってきた）と見て取れる。このことを、TSC が上述の公的資金による途上国のインフラ整備により同国への FDI の促進というわが国の開発協力政策を税制の面からサポートしているとも見ることができよう。しかし、このように同じ向きへの公的資金、所謂、政府直接支出の流れは、ある意味、TSC を直接支出に切り替えていくことが可能であることを示唆し得る。そうすると、TSC は租税支出に該当し得るとも考えられるのだが、例えば途上国が欲する技術は多国籍企業による FDI を媒介として行われる場合が多いとされていることから⁹⁹⁾、租税支出その判断に当たっては、かかる公的資金の内訳及び TSC の立法過程（例えば、利益団体のプレッシャー）を総合的にみていく必要もある。

98) 高谷・同上。

99) 小原喜雄「国際的技術移転序説」『国際的技術移転と法』経済法学会年報第5巻（通巻27号）7頁（1984）参照。